

育児・介護休業法の改正を受けて検討すべき省令事項・指針事項（案）

1 省令事項

(1) 最長 2 歳までの延長

- ・ 1 歳 6 ヶ月から 2 歳への延長の要件をどう考えるか。
1 歳 6 ヶ月までの延長と同じでよいか。

2 指針事項

(1) 最長 2 歳までの延長

- ・ 延長に関して、事業主が講ずべきこととして何が考えられるか。

(2) 個別周知

- ・ 労働者が事業主に妊娠、出産、介護を知らせやすい仕組みとするためにどのようなことが考えられるか。

(3) 育児目的休暇

- ・ 育児目的休暇の例としてどのようなものがあるか。

(4) その他